

もうすぐ**2025年度**が始まります

新しい年度が始まるこの機会に、安全衛生の取り組みを確認してください。



足利労働基準協会の事業内容は、ホームページをご覧ください

労働安全衛生法に規定されている安全衛生に関する一般的な事項について、その概要をまとめましたので、該当する健康診断や、教育の実施状況、法令に基づく資格者の選任を、新しい年度が始まるこの機会に確認してください。

健康診断(一般健康診断・特殊健康診断)

【労働安全衛生法第66条】健康診断

事業者は、従業員に対して医師の健康診断を実施しなければなりません。逆に従業員は、会社から指示された健康診断を拒否することはできません。(正規社員の4分の3以上働く**パート社員も対象**となります。)

	種類	対象となる労働者	該当者	実施時期
一般健康診断	雇入れ時健康診断	常時雇用する労働者		雇入れ時
	定期健康診断	常時雇用する労働者(特定業務を除く)		1年に1回
	特定業務健康診断	深夜業務、強烈的な騒音場所での業務など14業務		6月に1回

次の有害な業務(一部を記載しています)に従事する労働者に対しては、一般健康診断とは別に、**特殊健康診断**を実施しなければなりません。そして実施結果は、遅延なく**労働基準監督署に報告**する義務があります。

	種類	対象となる労働者	該当者	実施時期
特殊健康診断	特定化学物質	特定化学物質第1類及び第2類を取り扱う労働者		原則 6月 に1回
	有機溶剤	第1種及び第2種有機溶剤を取り扱う労働者		
	鉛	一定の鉛業務に従事する労働者		
	四アルキル鉛	一定の四アルキル鉛業務に従事する労働者		
歯科検診	酸取り扱い業務に従事する労働者(塩酸・硝酸・硫酸など)			
じん肺健康診断	粉じん作業に従事する労働者及び従事したことのある一定の労働者			管理区分ごと

※ 特殊健康診断は、取り扱っている医療機関に限りがあります。

足利労働基準協会が医療機関に委託して実施している巡回健康診断では、**特殊健康診断だけでも取り扱い**ができます。

就業時(仕事に就かせる時)の安全衛生教育・特別教育・技能講習

【労働安全衛生法第59条第1項】 雇入れ時教育

事業者は、**労働者を雇い入れた時**は、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければなりません。

【労働安全衛生法第60条】 職長等教育

事業者は、新たに職務につくことになった**職長(作業中の労働者を直接指揮監督する者)**に対して、安全衛生のための教育を行わなければなりません。

教育の種類		該当者	協会講習実施月
新人雇入れ時安全衛生教育	配置転換で新たな業務に就く場合も該当		4月
職長教育	令和5年度から全ての業種で必要		5月・9月・2月

【労働安全衛生法第59条第3項】 特別教育

事業者は、**危険又は有害な業務**に労働者を就かせるときは、安全衛生のための**特別教育**(業務ごとに内容や時間が定められています)を行わなければなりません。

特別教育が必要な危険有害業務 (主なものを抜粋)	該当者	協会講習実施月
研削といしの取換え又は取り換え時の試運転の業務		10月
動力プレス機械の金型、シャーの取り付け取り外し又は調整の業務		2月
アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務		10月
最大荷重1トン未満のフォークリフト運転業務		
テールゲートリフターの操作の業務		
制限荷重5トン未満の揚貨装置運転業務		
小型ボイラー取扱業務		
つり上げ荷重5トン未満のクレーン運転業務(除く移動式クレーン)		9月・3月
移動式クレーン(つり上げ荷重1トン未満)の運転業務(他に道交法適用有り)		
玉掛業務(1トン未満のクレーン、移動式クレーン及びデリック)		
高圧室内作業に係る業務		
四アルキル鉛等業務(令別表第5の四アルキル鉛等業務)		
酸素欠乏危険場所における作業に係る業務(令別表第六の危険場所)		11月
特定粉じん作業に係る業務		11月
産業用ロボットの可動範囲内において行う教示等に係る機器の操作業務		6月
産業用ロボットの可動範囲内において行う検査等に係る機器の操作業務		6月
廃棄物焼却施設におけるばいじん、焼却灰等を取り扱う業務		
石綿等が使用されている建築物等の解体、封じ込め、囲い込みの作業		
高さ2m以上の箇所のフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務		

※ 特別教育が必要な業務は59種類あります。詳しくは、労働安全衛生規則第36条で確認してください。

※ 足利労働基準協会ですべての特別教育についてはご相談ください。

【労働安全衛生法第61条】 就業制限業務

事業者は、クレーンの運転その他の業務で別に定めるもの(就業制限業務)については、免許所持者又は技能講習を修了した者でなければ業務につかせることはできません。

技能講習が必要な就業制限業務（主なものを抜粋）		該当者	協会講習実施月
床上操作式クレーン	つり上げ荷重5t以上		6月
移動式クレーン	つり上げ荷重1t以上5t未満		
玉掛け	つり上げ荷重1t以上のクレーン		5月・7月・1月
ボイラー取扱い	小規模ボイラー		
溶接等の業務	可燃ガス・酸素による金属の溶接, 溶断又は加熱の業務		
フォークリフト	最大荷重1t以上		4月・6月・8月・11月
高所作業車の運転	作業床の高さ10m以上		

※ 就業制限業務(免許資格又は技能講習の修了が必要な業務)は16種類あります。詳しい業務は、労働安全衛生法施行令第20条で、業務に就くための資格については、労働安全衛生規則第41条で確認してください。

動力プレス特別教育



クレーン特別教育



保護具着用管理責任者講習



現場におかなければならない作業の指揮者(作業主任者)

【労働安全衛生法第14条】 作業主任者

事業者は、労働災害を防止するための管理を必要とする作業については、免許所持者又は技能講習修了者から作業主任者を選任し、作業に従事する労働者の指揮その他の事項を行わせなければなりません。

作業主任者が必要な業務（技能講習の修了が必要な主なものを抜粋）		該当者	協会講習実施月
プレス機械作業主任者	動力プレス5台以上		
はい作業主任者	高さ2m以上のはい付け、はいくずし		
特定化学物質作業主任者	特定化学物質(1類・2類・3類)の製造又は取り扱い		6月・8月・3月
四アルキル鉛等作業主任者	四アルキル鉛取り扱い		
酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所における作業		
有機溶剤作業主任者	有機溶剤の製造又は取り扱い		11月・12月・2月

※ 作業主任者を選任しなければならない業務は31種類あります。詳しい業務は、労働安全衛生法施行令第6条で、業務に就くための資格については、労働安全衛生規則第16条で確認してください。

管理者のための安全衛生教育(能力向上教育)

【労働安全衛生法第19条の2】安全管理者等に対する教育

事業者は、事業場の安全衛生水準の向上のため、安全管理者などに対して、**能力の向上を図るための教育**を行い、又は教育の機会を与えるよう努めなければなりません。

管理者のための能力向上教育（協会が実施しているもの）		該当者	協会講習実施月
職長	職長に就いてから概ね5年を経過した者		10月
有機溶剤作業主任者	主任者に選任されてから概ね5年を経過した者		2月

※ 足利労働基準協会が実施している教育だけ記載しましたが、教育カリキュラムが示されている能力向上教育については「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」で確認してください。

現に危険又は有害な業務に就いている者の安全衛生教育(能力向上教育)

【労働安全衛生法第60条の2】就業制限や特別教育を必要とする業務従事者に対する教育

事業者は、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、**安全又は衛生のための教育**を行うよう努めなければなりません。

危険又は有害な業務に就いている者の能力向上教育（一例）		該当者	協会講習実施月
クレーン	業務に就いてから概ね5年を経過した者		随時(10人以上)
フォークリフト			
玉掛け			
有機溶剤作業従事者			

※ 教育カリキュラムが示されている能力向上教育については「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」で確認してください。

令和6年4月から 化学物質の管理が大きく変わりました

現在、有害性が認められている化学物質の数は2900種類以上あります。これからの化学物質管理は、厚生労働省からの規制や指示ではなく、取り扱う事業所がリスクアセスメントを行い、自らが必要な「ばく露低減措置」を講じて健康を守ることになりました。

